

## 私たちは 犯罪被害者等早期援助団体 です。

当センターは、平成17年4月1日、埼玉県公安委員会から、犯罪被害者支援を適正かつ確実にを行う事ができる営利を目的としない法人として、「犯罪被害者等早期援助団体」に指定されました。

被害にあわれた直後の被害者や遺族の方々は、突然の事件事故により強いショックを受けることがあります。時には眠れなくなるなど、日常生活に支障をきたす事があります。

このような場合、当センターでは、被害者の方やご遺族の同意の基に警察から情報の提供を受け、必要な支援活動を行うため、被害者や遺族の方々に連絡を取らせていただきます。

なお、当センターの役職員には、守秘義務がありますので、ご安心ください。

(犯罪被害者等給付金の支給等による  
犯罪被害者等の支援に関する法律第23条に規定)

## センターへの交通



JR武蔵浦和駅西口から徒歩3分

〒336-0027 さいたま市南区沼影1-10-1  
ラムザタワー3階

### 電話相談

月曜～金曜(祝日、年末年始除く)

午前8時30分～午後5時

ナヤミゼロ

048-865-7830

面接相談・カウンセリング(予約制)

弁護士相談日 毎月第2・第4金曜日(予約制)

秘密厳守・相談無料

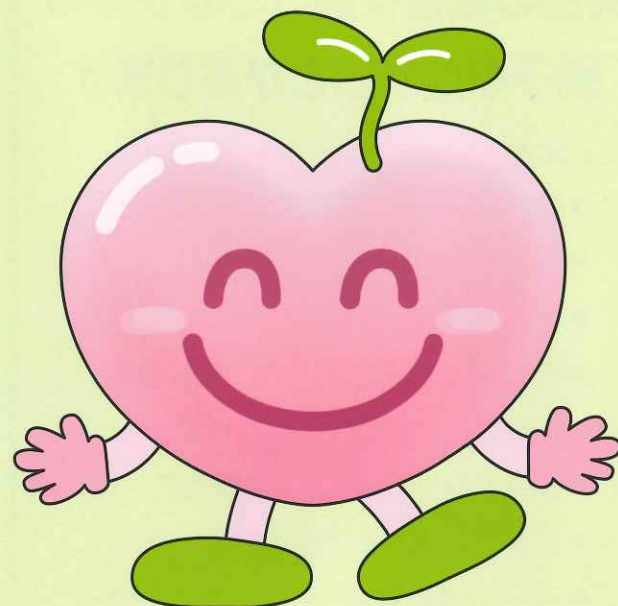
### ホームページ

<http://www.svsc8080.jp>



# たったひとりで 耐えないで…

～被害にあわれた方へ～



埼玉県公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体  
公益社団法人

埼玉犯罪被害者援助センター

愛称 彩の国サポートセンター



## 殺人・傷害・性的被害 交通事故・DV・ストーカー などの被害にあわれたとき

### 突然の被害にあうと心や体の 調子を崩すことがあります

たとえば…

- 眠れない、寝つきが悪くなった
- 食欲がない
- イライラしたりする
- ちょっとした物音にもびっくりする
- 事件のことが頭から離れない
- 事件のことが突然よみがえってくる
- 被害が本当だとは思えない
- ぼーっとしてしまふ、集中できない
- 不安でたまらない、怖くてたまらない
- 誰も信じられない
- 緊張状態が続いている

非常に強い心的衝撃は、その体験が過ぎ去った後も記憶に残り精神的な影響を与え続けることがあります。

## こんなとき、ひとりでは不安…

だれでも初めてのところへ一人で行くのは心細いし、初めてのことを経験するのは不安なものです。埼玉犯罪被害者援助センターでは電話相談・面接相談、「直接的支援」として、ご自宅への訪問、情報の提供、病院・警察署・検察庁・裁判所への付添いなどを行っています。

### 電話相談 面接相談



電話での相談、または面接での相談をしています。

### 情報の 提供



警察や検察庁の被害者支援や被害者支援関係法規及び他の支援機関等の説明を行います。

### 自宅 訪問等



被害後、外出することが難しい方には必要に応じて自宅に訪問し、生活の支援をすることもあります。

### 検察庁 付添い



検察庁で事情聴取を受ける時や相談に行く時に付添います。(支援員の同席が認められない場合もあります。)

### 病院 付添い

病院などでの治療・検査に付添うこともできます。



### 裁判所 付添い等

刑事裁判を傍聴する時や意見陳述のために出廷する時に付添います。被害者の要望を受けて代理で傍聴を行います。



### 警察署 付添い

警察署等での事情聴取や届出へ行く時に付添います。



## ◆無料法律相談◆

埼玉犯罪被害者援助センターでは、弁護士による無料法律相談を実施しています。

日時:毎月第2・4金曜日 午後1時～4時(時間制)

1事案につき1回受けられます。予約制になりますので電話でご相談ください。